

特別教育等 修了証 再交付・書替え申込み方法

手順① 事前に修了証記載のご本人様から資格照会のお電話をお願いします。

個人情報保護の観点から、必ずご本人様からお電話ください。

尼崎労働基準協会 TEL 06-6411-8881

当協会では再交付・書替えができる安全衛生教育の資格は、当協会が交付した修了証のみです。

- ◆安全管理者選任時研修 ◆職長教育及び能力向上教育
 - ◆職長・安全衛生責任者教育及び能力向上教育
 - ◆5 t 未満クレーン運転特別教育 ◆高圧・特別高圧電気特別教育
 - ◆低圧電気特別教育 ◆粉じん作業特別教育 ◆酸素欠乏症等危険作業特別教育
 - ◆自由研削といし特別教育 ◆アーク溶接特別教育 ◆有機溶剤業務従事者教育
 - ◆化学物質管理者講習（6 H）◆リスクアセスメント担当者研修
- その他安全衛生教育については、お電話にてお問い合わせください

技能講習及び推進者養成講習のお手続きについては、「技能講習・推進者修了証再交付・書替え申込み方法」を、建築物石綿含有建材調査者講習については、「建築物石綿含有建材調査者講習 修了証 再交付・書替え申込み方法」をご覧ください。

※他の講習機関や[兵庫県下の他労働基準協会](#)で取得した安全衛生教育の修了証の再交付は、当協会ではできません。取得した講習機関でのみ再交付が可能です。どこで取得したか分からない方は、同時に取得した方にお尋ねになるか、思い出していただく以外に方法はありません。

手順② 申込書にご記入ください。

ご不明な点等がございましたら、郵送・ご来会前にご連絡ください。

